

厚生労働省に対する要請

2011年8月15日

厚生労働省企業年金国民年金基金課
基金指導調整官 小柳津 様

東京都北区志茂2-43-1 木村方
電話・FAX 03-3902-2189
企業年金の受給権を守る連絡会
代表世話人 佐々木 哲夫、夏野 弘司

拝啓 猛暑下での公務、ご苦勞の多いことと存じます。

さて、下記の2件について説明していただくために貴省を訪れたいと希望しています。双方にとって都合のよい日時を打合せたいのでご連絡下さるようお願いします。

敬具

記

1 最低積立金に達しない基金が多発していることに対する対処方針

最低積立金に達しない基金が基金全体の40%を超え、その積立不足額の総額は7700億円にもものぼっていると伝えられ、そのため給付減額や給付中止が懸念されています。そして、このような事態に立ち至った一因に貴省の監督・指導のあり方をあげる意見もあります。

最低積立金に達しない基金数、不足額等の実態と受給者の生存権・財産権・受給権保護のためにこれら基金にどのように対処されるのか、ご説明をお願いします。

2 給付減額の承認基準について

添付の日本経済新聞6月24日は、最近の決算が黒字であった浅沼組と文化シャッターの年金減額が認可されたことを報じています。

もし、これが事実であるならば、NTT年金減額事件で国側答弁書が受給者等の生存権を守るために減額要件は厳格に適用せざるを得ないとした法令規則の解釈適用の立場を変えたのではと、受給権を守る立場から深く憂慮しています。

私たちは、減額規制の緩和、企業による一方的な減額は許されないことと考えています。この件の事実関係と法令規則の解釈適用につきまして、解釈通達等をお示しの上詳しくご説明くださるようお願いします。

以上

2011年 9月7日 厚生労働省に見解を聴取

厚生労働省に質問書を出した内容の見解を聴きに行き参りました。(質問書詳細内容は、厚労省に対する要請の項目参照)

厚労省訪問 — 受給権保護へ、対処方針を質す

今春来、企業年金受給権者にとって看過できない行政側の動きが報じられています。

一つは「最低積立金」に達しない基金が多発している問題（テーマⅠと略）であり、今一つは黒字企業にも減額を認めたという報道のある「認可基準」問題（テーマⅡ）です。

そこで、事実関係と真意を直接聞いてみようと9月8日に世話人を中心に6人で厚労省を訪ねました。対応してくれたのは「年金局企業年金国民年金基金課基金指導調整官」

K氏ほか2名の担当官でした。問答の概略を紹介します。

「テーマⅠ」について

（連絡会、以下連と略）厚生年金基金で「最低積立準備金」を割り込む積立不足の基金が4割を超え、その額は7700億円にものぼっているとの報道がある。受給者の減額や基金の解散が懸念されるが厚労省の対策は？

（厚労省、以下厚）事業主の掛金を増やすよう指導している。また健全財政を保つように監査を強化している。

（連）国は積立不足で解散できない基金に、積立不足のままでも解散を認め、不足額は長期の分割払いも認めるとのことだが、受給権保護の点では問題だ。

解散となれば今の法律では、国の厚生年金代行部分は確保されるが、退職金を移行した加算部分は保護されなくなる。

（厚）解散要件の緩和は現実への対応の一つだ。解散を奨励しているわけではない。

基本は各基金が健全財政を保てるように指導していくことに変わりはない。監査も書面監査だけでなく実地監査も強化していく方針だ。

（連）規模の小さい企業では基金の維持どころか企業自身の存続さえ危ぶまれている。

こうした時だからこそ「支払保証制度」を急いで作るべきだ。2001年、現行の「確定給付企業年金法」が成立した国会で、衆参両院が「支払保証制度の早期整備」

を付帯決議している。早急に検討してもらいたい。

（厚）お話はよく承った。

「テーマⅡ」について

（連）6月24日の日経新聞は最近の決算が黒字であった建設のA社、金属製品のB社の年金減額が認可されたと報じている。真偽のほどはどうか。

NTT裁判で、国（厚労省）は受給者の生存権を守る観点から減額要件は厳格に適用されなければならないと述べているが、今回の措置はこの主張に照らすと、基準を変えたのではと懸念される。もし変更したというのであれば、厚年法や認可基準のどの条項がどう変更されたのか説明願いたい。

（厚）個別企業についての詳細は答えられない。

原則引き下げてはならないというのはその通りで、基準については従来と全く変わっていない。

(連) 我々の調査ではA社は直近まで3期とも黒字、もちろん債務超過ではなく、11/3期は配当を復活している。

B社も過去5決算期のうち前期と前々期のみ赤字で他は黒字、この間赤字の期も含め配当を継続している。

NTT裁判で国は「給付の減額は、単に経営が悪化したから許されるわけではなく、基金を設立した企業が現に債務超過である場合や当期利益が連続して赤字である場合など、経営状況が特に悪く・・・」といている。二つの会社はこれらのどこにも該当しない。

こうした企業がなぜ減額が認められるのか。

(厚) 個別の事情については承知していないが、認可されたという事は要件を満たしていたからであり、両社についても外からはわからない事情があったのではないかと推察される。

(連) 企業年金の元は退職金だ。退職者(受給者)は働き終わっており、(現役時の)労働の対償である賃金の後払いである退職金を分割してもらっているのである。確定した権利であり勝手な減額は許されない。

基金に関して言えば、公的年金である厚生年金と私的な退職金制度をくっつけ厚生年金保険法でくっつけたところに無理があり、矛盾が生まれている。

「りそな裁判でも、たとえ原資が退職金であっても、一旦基金に繰り入れられたのちは公的年金と同様に取り扱われる」と判決された。

基金制度創設時の国会で自民党の橋本竜太郎議員(故人)なども退職金が年金化されることで労働者に不利にならないようにと受給者保護を強調している。

今後とも認可にあたっては法の精神をくみ取って臨んでもらいたい。

(厚) 受給者については、厚年法1条の目的に明記されておりその通りだ。

基準の適用についてのスタンスは変わっていない。今日の話は文書にまとめ上にあげる。

以上 2011年9月16日 金曜日